

ご存知ですか？ヘルプマーク

～ヘルプマークを見かけたら思いやりのある行動にご協力お願いします～

義足や人工関節をお使いの方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない人がいます。このマークを見かけたら、電車やバス内で席をゆずる、困っているようなら声をかけるなど、思いやりのある行動にご協力をお願いします。

ヘルプマーク配布中！

ヘルプマークを必要とする方に、県内各市町村や県の機関で配布しています。

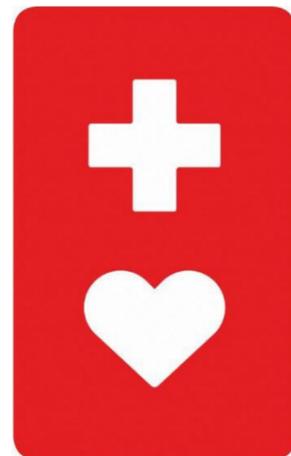
〈ヘルプマークの入手方法〉

市内では、次の窓口で配布しています。

詳細は、磐田市役所福祉課へお問い合わせください。

(電話：0538-37-4919)

・磐田市役所福祉課（iプラザ3階） ・磐田市役所各支所市民生活課



みんなで防ごう！障がい者虐待

～一人一人が尊重し支え合える社会を実現するために～

障がい者虐待は、特定の人や家庭・施設で起こるものではなく、どこでも起こりうる身近な問題です。虐待をしても、本人にその自覚のない場合や、虐待されていても障がい者本人が自らSOSを訴えられないことがありますので、小さな兆候を見逃さないことが重要です。障がい者虐待に対する対応として重要なのは、問題が深刻化する前の早期に発見し、必要な支援につなげていくことです。

「もしかして…？」「虐待かも…」と感じたら、「磐田市障害者虐待防止センター」に相談・通報してください。

連絡先はこちら！

磐田市障害者虐待防止センター

(住所) 磐田市国府台57-7

(電話/FAX) 0538-84-6661

(メール) i.soudan577@gmail.com



いわたチャレンジプラン（第4期磐田市障害者計画）概要版 第7期磐田市障害福祉計画・第3期磐田市障害児福祉計画

発行：磐田市健康福祉部福祉相談課 障がい福祉グループ

〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地 総合健康福祉会館 iプラザ内

TEL：0538-37-4919 FAX：0538-36-1635

やさしさ ふれあい
支え合いのまちづくり
～安心・共生のまち 磐田～



概要版

いわたチャレンジプラン

第4期磐田市障害者計画

令和6年度～令和11年度

第7期磐田市障害福祉計画・第3期磐田市障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度

磐田市

いわたチャレンジプラン（第4期磐田市障害者計画）の体系図

障がいのある人もない人も、誰もがともに認めあい、支え合いながら、住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせるよう、各施策を展開していきます。



基本目標1 相互理解と社会参加の促進

障がいのある人が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには、地域における障がいへの理解や地域住民と交流する機会が必要です。

そのため、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進し、障がい者の自立と社会参加を支援します。

重点施策1 差別解消・情報環境整備の推進

①障がい者差別の解消

障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者への啓発を進めるとともに、市職員に対しても適切に対応するための研修を実施します。

□□□主な取り組み□□□

障がい者差別解消の普及啓発、合理的配慮の提供、相談窓口の設置

②情報発信のバリアフリー化の推進

情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通の促進に向け、障がいの種類・程度に応じた様々な方法での情報提供に努めます。

□□□主な取り組み□□□

情報発信のバリアフリー化、図書館視覚障がい者支援



障がいを理由とする差別の解消に向けて

～安心して暮らせる社会へ～

「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする不当な差別を禁止し、合理的配慮の提供を義務付けています。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消に取り組んでいきましょう。

障害の内容	具体例
車いす利用者	建物のバリアフリー化や多目的トイレの設置
視覚障がい	点字や拡大文字、音声でのコミュニケーション
聴覚障がい	手話や文字情報（要約筆記や筆談等）でのコミュニケーション
知的障がい	絵や図を活用した簡単でわかりやすく丁寧な説明
精神障がい	本人の状態に応じた休憩時間、休憩場所の確保
身体内部障がい、難病	本人の状態に応じた業務内容の調整

基本目標2 地域における支援体制の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で、自立した生活をおくるためには、障がいの特性や状況に応じた、きめ細かな支援が必要です。

そのため、相談支援を通じて、障がいの特性や個々の状況にあったサービスの提供や専門相談員等の質の向上など関係機関と連携した相談支援体制の充実を図り、自立支援のためのサービス基盤の強化を推進します。

重点施策2 地域生活移行に向けた体制整備

①相談支援体制の充実

障がいのある人の症状に応じて適切に支援するため、どの相談窓口でも対応できるよう支援機関の連携を図り、就労支援窓口や相談支援センター機能の更なる充実を図ります。また、相談内容を聞き取り、適切なサービスに繋げる相談支援専門員等の研修参加を支援します。

□□□主な取り組み□□□

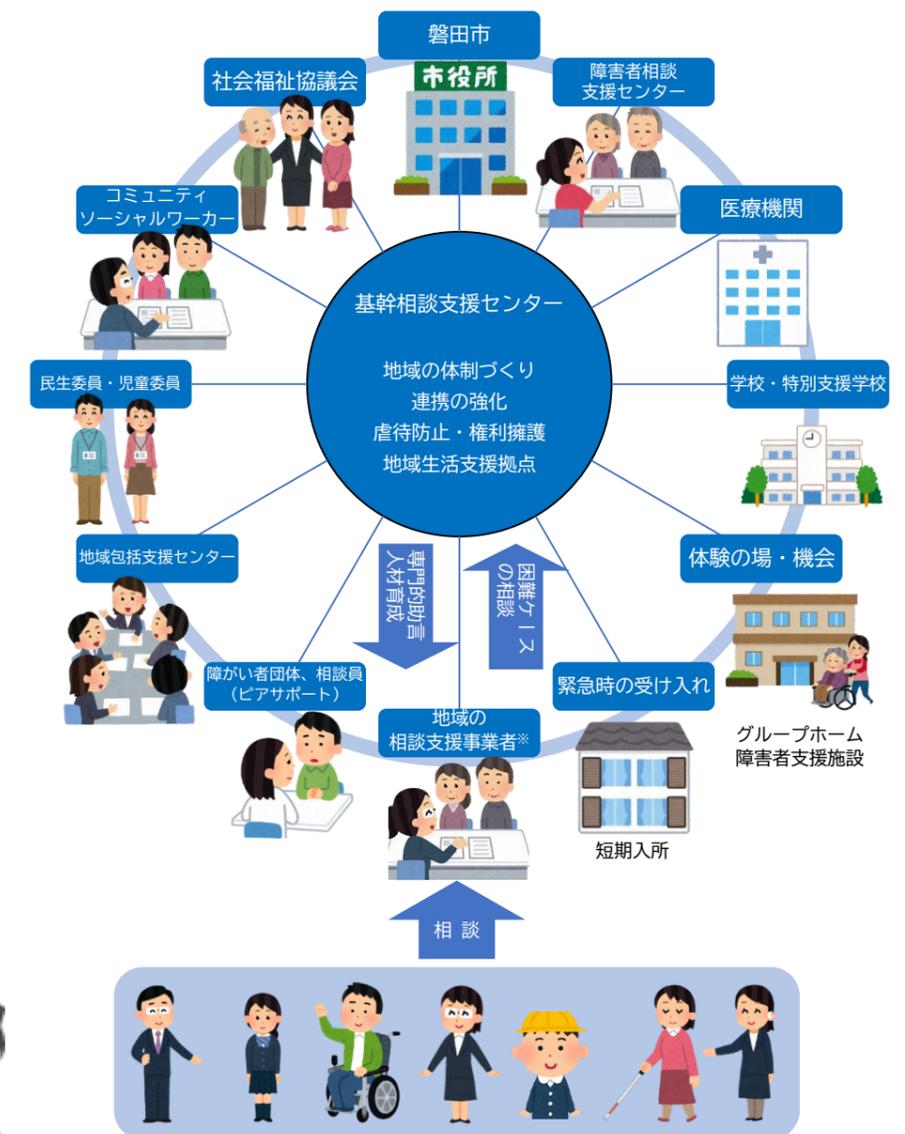
相談・情報提供体制の充実
指定特定計画相談支援
身近な地域での相談

②地域生活支援拠点の体制整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談、一人暮らしの体験機会及び緊急時の対応など、地域生活支援の提供の調整を基幹相談支援センターの機能とし、地域生活支援拠点等の体制を構築します。



基幹相談支援センターのイメージ



基本目標3 障がい児支援の充実

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、身近な地域で安心して暮らすことができるように、乳幼児期から切れ目のない支援体制の充実を図ります。
また、就学や進学、就労などを含む近い将来に向けた情報提供の場を設け、社会的自立や自己実現に向けて支援します。

重点施策3 障がい児支援の充実

①発達支援体制の充実

保健、医療、福祉、教育等の関係機関と行政が連携し、子どもの発達に関わる情報を共有し、乳幼児期から一貫した切れ目のない支援体制を強化します。

■ ■ ■ 主な取り組み ■ ■ ■

母子保健施策の充実、
幼稚園・保育園・子ども園等における障がいのある子どもの受入れ、
磐田市幼児ことばの教室
医療的ケア児支援、保護者支援、
障害児通所支援、日中一時支援

②相談支援体制の充実

専門職員による相談支援体制の充実を図り、身近な地域で障がいのある子どもや発達に課題のある子どもを支援します。

■ ■ ■ 主な取り組み ■ ■ ■

磐田市発達支援センター「はあと」での相談事業、
子ども若者家庭センターでの子ども相談事業、
指定障害児相談支援（障害児相談支援給付）



ライフステージに応じた支援体系図

年齢	0歳	6歳	10歳	15歳	18歳
家庭 子ども若者 センター	保健師による相談 乳幼児健診 子育て支援センター	子ども相談	子ども相談	若者相談	若者相談
子ども 未来課	発達に関する相談 発達障がいに関する相談・支援（磐田市発達支援センター「はあと」） 巡回相談（幼稚園・子ども園・保育園・小学校・中学校） 個別相談 幼児ことばの教室				
福祉 相談課	障害者手帳の申請、障がいに関する支援（障害者総合支援法・各種手当、自立支援医療等）			障がい者等就労相談	
		障害者相談支援センター			
		障害者相談員による相談			
保育 園課	幼稚園 子ども園、保育園				
学校・ 教育 委員会		市内小・中学校（通常学級・特別支援学級） 言語通級指導教室 LD等通級指導教室 放課後児童クラブ 特別支援学校 幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科 特別支援学校・特別支援学級への就学相談 特別支援教育就学奨励費の支給 静岡県総合教育センターによる教育相談		普通高校 専修学校 通信制高校	
サー ビス 福祉 事業所	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害福祉サービス		
		計画相談			
		ホームヘルプサービス・短期入所・行動援護	日中一時支援事業		
		保育所等訪問支援			
児童 相談所	発達に関する相談				
		療育手帳取得の相談、判定			
関係 労 機 関 支 援				障害者就業・生活支援センター 県ジョブコーチ ハローワーク 職業センター 相談支援事業者等	
機 関 支 援				診療、リハビリテーション等	

基本目標4 障がい者雇用・就労の促進

障がいのある人が、社会参加し、生きがいを持って自立した生活をおくるためには、働くことが重要となります。しかし、現状は、障がいのある人が就労し、働き続けることは容易なことではありません。
そのため、就労を希望する障がいのある人に対し、相談支援を実施し、関係機関との連絡調整や支援の進行管理など、その人の障がいの特性に合わせた個別の対応を一体的に支援します。
また、障がい者就労施設等から福祉施設等の受注の機会を確保し、その経営基盤を強化し、障がい者就労施設で就労する人の経済面の自立を進めていきます。
雇用促進においては、企業等における障がい理解の促進や支援の充実を通して、雇用の場の拡大を推進します。
また、経済的な自立を支援するため、「磐田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、福祉施設製品等への需要の増進を図り、福祉的就労への側面支援等に努めていきます。

重点施策4 障がい者雇用・就労の促進



①障がい者就労の促進

障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられるよう関係機関との連携や支援機能を強化します。

■ ■ ■ 主な取り組み ■ ■ ■

福祉的就労の充実
障がい者就労施設等からの優先調達の促進

②障がい者雇用の促進

市及び支援機関が連携し、企業・事業所向けの雇用促進及び理解促進のための啓発を行います。

■ ■ ■ 主な取り組み ■ ■ ■

障がいのある人の雇用促進
雇用支援制度の普及

就労支援体制のイメージ

